

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年8月23日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 離島開発総合センター 2階 第2会議室

3. 出席委員 (19人)

会長 委員	1番	鎌田 秀久	君
	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (人) 欠席者

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第20号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
議案第21号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 望
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

おはようございます。

ただ今より平成 28 年度第 5 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は 8 番委員の安藤清浩委員にお願い致します。

憲章朗唱 (8 番委員)

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

改めまして皆さんおはようございます。

明後日の熊毛の研修を控えて台風の影響が非常に気になっているところでございます。

宮之浦での定例会がやっと実現できてホッとしているところでございます。

皆さんも新聞で情報は得ているかとは思いますが、新体制の経過が全国的にどうであったかというのが載っておりました。国の方からも細かい指摘が来ておまして、例えば女性農業委員が 1 人もいない農業委員会があると。あるいは 50 歳以下の農業委員が 1 人もいない農業委員会がある。推進委員の報酬が著しく低いとか。

私どもは来年度の 7 月 20 日に向けて指摘に該当しないように努力をしていきたいとそうように考えているところです。

本日も手際よく審議を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 15 番委員、16 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第 18 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 18 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 21 番・22 番は関連がございますので一括で説明いたします。

整理番号 21 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん ([] 歳)。譲渡人 [] さん ([] 歳)。土地の所在： []、他 2 筆。地目：畑。3 筆の合計面積： [] m²。農用地区域。利用状況：山林。営農計画及び耕作期間：ライチ・リュウガン・アセロラ・ピタンガが 1 月から 12 月です。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：0、申請人の経験年数：0、農機具等の保有状況：刈払機・1、動噴・1 です。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号 22 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん ([] 歳)。譲渡人 [] さん ([] 歳)。土地の所在： []、他 2 筆。地目：畑。3 筆の合計面積：4,322 m²。農用地区域内。利用状況：山林・雑木。以下は整理番号 21 番と同じですので省略いたします。

今回の申請は新規就農ですので経営面積・経験年数は 0 ですが、機械の保有状況・営農計画を見ても特に問題も見られないことから農地法第

事務局長	3条第2項の各位号に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。
会長	整理番号 21 番・22 番について、担当委員さんのご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	<p>譲受人は5月に■■■■に引っ越して来られました。以前は■■■■県に住んでいたという事です。とりあえず畑が欲しくて、「いろいろ栽培したい。」ということでした。■■■■でも2反歩畑を作っていたそうで、詳しいようでした。「ちょっと広すぎじゃないですか。」というお話をしましたら「■■■■さんのところと話がついていたんだけど、道から外れていて不便なんで、道脇の■■■■さんの土地も購入したい。」ということでした。初めは重機を入れてもらうということでした。機械も草払機と動噴となっておりますが、草刈機も自走式のものを購入予定だということ。労働力についてですが、毎日畑に行きたいというお話でした。</p> <p>譲渡人についてですが、■■■■さんと■■■■さんは姉妹です。お二方とも後継者がおられませんので、喜んでおられました。</p> <p>土地の状況なんですが、スプリンクラーがありますが、山です。航空写真が7ページにあります。■■■■の上の6筆です。耕作放棄地で荒れておりますので、■■■■としては再開していただけるということで喜んでおります。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 21 番・22 番について皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょう。</p> <p>(「ありません。」の声あり)</p> <p>整理番号 21 番・22 番について申請を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p> <p>整理番号 21 番・22 番は許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号 23 番です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>整理番号 23 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。譲受人：■■■■さん。譲渡人：■■■■さん。土地の所在：■■■■、畑、■■■■m²。利用状況：休耕地。事由：体験学習農園。周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということ。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということ。農地法施行令第6条第1項に該当していると考えます。 以上です。</p>
会長	整理番号 23 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	<p>■■■■と■■■■です。</p> <p>場所は 10 ページをお願いします。■■■■の上の方です。ここは全て■■■■が買っていたかと思っていたんですけど、1筆だけ■■■■が他の人と売買契約を結んでいたらしいんですが、今になって「売ってもいいよ。」という話になったそうです。周りは全て■■■■ですから、特に問題は無いと思いますが、ススキと雑木で先の見えない農地になっております。体験農地にするということですので、期待をしているところです。 以上です。</p>
会長	整理番号 23 番について皆さん方からご意見、ご質問いかがでしょう。
○番（農 業 委 員）	今回も■■■■の子供たちが相当来ておりますけども、体験させ

○番（農 業 委 員）

たり実習させたりしているようですので、体験農園として使われるのであれば異議はありません。

事務局長

他にご意見ございませんか。
（「ありません。」の声あり）
整理番号 23 番について計画を認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号 23 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 24 番です。

事務局長

整理番号 24 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、他 8 筆。地目：畑が 7 筆、田が 2 筆。9 筆の合計面積： [] m²。6 筆が農用地区域です。利用状況：畑と田。営農計画及び耕作期間：やまいもが 4 月から 1 月、ぼんかん・たんかんが 1 月から 12 月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況：経営面積・0、経験年数・申請人が 2 年、父・母が 20 年、姉が 2 年。農機具等の保有状況：刈払機・1、動噴・1、選果機・1、導入予定として耕運機を 1 台。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

申請人は祖母と孫の関係です。農地法第 3 条第 2 項の各要件に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号 24 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

[] 君は 2 年間専門学校に行っておりまして帰ってきておりますが、週に数日 [] に行っているそうです。 [] さんが痴呆が入ってきたということで、元気なうちに譲りたいというお話です。

会長

整理番号 24 番について皆さん方からご質問ございますか。

○番（農 業 委 員）

新規就農ということですが、親御さんも農業されているようですし、本人もいづらか経験があるようなので問題ないと思います。

会長

他にごございませんか。
（「ありません。」の声あり）
整理番号 24 番は許可することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号 24 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 25 番です。

事務局長

整理番号 25 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、 []。地目：畑。2 筆の合計面積： [] m²。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：たんかんが 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況：所有面積が [] m²。申請人の経験年数：申請人・15 年、姉・25 年、弟・25 年。農機具等の保有状況：刈払機・2、動噴・1 です。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』

事務局長

ということです。

農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号 25 番は申請地が 2 か所に分かれておりますので、担当地区ごとにご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲渡人は最近体調が悪いそうですが、■■■さんは妹だそうです。姉の面倒を見るために同居しております。■■■さんが持っていた土地を妹に贈与するという事です。■■■さんは子供もおりますが屋久島に帰ってくることもないということで、住居も他人に貸しているそうです。

■■■さんには弟がおりまして日雇いで建設業に行っておりますが、なかなか仕事もないということで、畑仕事をしております。

娘さんの旦那さんも農作業をしておりますので、労力も問題ないと思えます。 以上です。

○番（農業委員）

ここは非常にアクセスが悪くて、車を降りた後に 200m 位歩かないといけないんですね。川を渡って。ポンカンを作っていたんですが、だいぶ荒れております。 以上です。

会長

整理番号 25 番について皆さん方からご質問・ご意見ございますか。（「異議ありません。」の声あり）

ご意見無しの声でございます。

整理番号 25 番について計画を認めることにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり）

整理番号 25 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして 18 ページです。

議案第 19 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 19 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号 7 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■さん、譲渡人■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■、畑、■■■㎡。利用状況：畑。第 2 種農地。事由：『屋久島に来た時に使用する住宅を建てるため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が■■■㎡、住宅が■■■㎡、倉庫兼車庫が■■■㎡、家庭菜園その他が■■■㎡です。

今回の案件は始末書付きの追認案件です。農地区分も 2 種農地であり、すでに転用済みであることから、転用はやむを得ないと考えます。

会長

整理番号 7 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲渡人は昨年 3 月に■■■に引っ越して来ました。それまでもちよくちよく屋久島にいられていました。申請地は■■■年ほど前にこの 2 筆を宅地として買ったそうなんですが、その後お兄さんに譲って、倉庫と家を建てたそうです。譲受人は兄の嫁です。■■■さんは農地だと知らなかったということです。だいぶ前の話ですし私としては申請通り許可するほかないかと考えています。 以上です。

会長

整理番号 7 番について皆さん方からご質問等ございませんか。

○番（農業委員）

家はいつ頃建てたんですか。

○番（農 業 委 員）	10年くらい前です。
○番（農 業 委 員）	始末書もありますけども、 ■■■ 年前のこと、家も建っておりますので認めないというわけにもいかないと思います。
会長	他にご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり）
	整理番号7番について申請に同意することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり）
	整理番号7番は申請に同意することに決定いたします。
	続きまして整理番号8番です。事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号8番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■■■■■■■■■■ さん（ ■■■ 歳）、譲渡人 ■■■■■■■■■■ さん（ ■■■ 歳）。土地の所在： ■■■■■■■■■■ 、畑、 ■■■ m ² 。利用状況：畑。第2種農地・都市計画区域内。事由：『現在、隣接地 ■■■■■■■■■■ に自宅を所有しているが、倉庫を建築するスペースが無いため申請地を購入し倉庫を建築したい。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が ■■■ m ² 、倉庫が ■■■ m ² 。今回の申請は農地区分も2種農地であり、事業計画等も特に問題は見られない為、転用はやむを得ないと思われま。以上です。
会長	整理番号8番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	どうしても倉庫が無いと物が入られないということです。30ページの航空写真をお願いします。 ■■■■■■■■■■ の入り口の西側です。申請地の隣が住宅です。やむを得ないと思います。以上です。
会長	整理番号8番について皆さん方からご意見・ご質問いただきます。いかがでしょう。 （「ありません。」の声あり）
	整理番号8番について申請に同意することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり）
	整理番号8番は申請に同意することに決定いたします。
	整理番号9番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号9番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■■■■■■■■■■ さん、譲渡人 ■■■■■■■■■■ さん（ ■■■ 歳）。土地の所在：小瀬田 中迫826番24、畑、 ■■■ m ² 。利用状況：畑。第2種農地。事由：『現在、隣接地 ■■■■■■■■■■ にて屋久島店を運営しているが、駐車場・資材置き場が非常に不足しているため申請地を購入し同目的に利用したい。』ということです。転用目的及び事業計画：駐車場・資材置き場が ■■■ m ² 。今回の申請は農地区分も第2種農地であり、事業計画等も特に問題は見られない為、転用はやむを得ないと思われま。以上です。
会長	整理番号9番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	35ページの航空写真をお願いします。申請地の状況はカヤ・ススキ・雑木が繁茂しております。 転用事業の確実性、適正な面積、近隣への被害もないことから転用について問題ないと思われま。以上です。

会長

整理番号9番について皆さん方からご質問等ございませんか。
（「ありません。」の声あり）
整理番号9番について、申請に同意することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号9番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして議案第20号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第20号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求めます。

整理番号3番。変更区分：農用地除外。申請人：■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、■■■■。地目：畑。2筆の合計面積：■■■■㎡内■■■■㎡。利用状況：畑。2筆とも農用地区域内です。変更理由：『他の土地も探したが見つからず、申請地に住宅及び倉庫を建築することとなった。』ということです。変更目的及び事業計画：一般住宅が■■■■㎡、駐車場が■■■■㎡、倉庫が■■■■㎡。工事計画：許可有り次第。資金計画：自己資金が■■■■円。

位置的に農用地除外に当たり問題ないと考えます。以上です。

会長

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

■■■■をしながら、■■■■で米を作ったりしています。■■■■㎡と広いんですが、道路に面している方の■■■■㎡に家を造る予定だそうです。

会長

整理番号3番について皆さん方からご質問・ご意見いかがでしょう。
（「ありません。」の声あり）
整理番号3番について計画を認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号3番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして42ページです。議案第21号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第21号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。

整理番号4番。申請人：■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他2筆。地目：畑。3筆の合計面積：■■■■㎡。3筆とも第2種農地・都市計画区域内。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『20年以上前に建てた住宅があり、非農地化している状態である。』ということです。

申請地は■■■■から東南に2.4km程の位置に所在し、■■■■については砂利が敷き詰められており、他の2筆についても住宅が経っている状態です。転用してからすでに20年以上が経過しており農地に復元するには多大な費用と労力を要することから非農地とみてやむを得ないと判断いたします。以上です。

会長

整理番号4番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は退職してから■■■■をやっていたんですけども、最近では財産の処分をしております。子供もおられるんですが、屋久島には帰ってこないということです。

ここは農地に宅地がかかっておりまして、農地から外してもらいたい

○番（農業委員）

ということです。

44 ページの航空写真をお願いします。■■■■から 50m ほどのところにあります。45 ページの現地写真ですが、現況は 2 筆に家が建っておりまして、1 筆は砂利が敷かれて物置と駐車場になっております。20 年以上経っておりますので、農地としての役目をはたしていない状態です。今回は許可するしかないと考えております。 以上です。

会長

整理番号 4 番について皆さん方からご意見等いかがでしょう。

○番（農業委員）

黄色い屋根の一部に斜線がかかってませんが、ここは宅地なんですね。

○番（農業委員）

はい。宅地です。

会長

他にご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 4 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 4 番は非農地として認めることに決定いたします。

整理番号 5 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 5 番。申請人：■■■■さん（■■歳）、代理人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、942 m²。第 2 種農地・都市計画区域内。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『25 年前に愛林の事務所を建て使用していたが、事業の終了に伴い建物を解体した。しかし事業時に砂利等を持ち込み、大型車も行き来していたことにより地盤も固く油等も染み込み重機を入れても農地としての復元は出来ない状態です。』ということです。

申請地は■■■■から南南西に 1.8 km 程の位置に所在し、現況は砂利が敷き詰められておりました。転用行為を行ったのも 20 年以上前であること、農地に復元するためには多大な労力と費用がかかることから非農地とみてやむを得ないと判断いたします。 以上です。

会長

整理番号 5 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

47 ページの航空図を見ていただきたいんですけども。■■■■に行く道、エビの養殖場のすぐ上になります。私も小さい頃ここで遊んでいたんですけど、畑があった記憶はありません。説明のとおり■■■■の■■■■の奥さんの実家の土地です。そこに事務所・倉庫・車庫がありまして■■■■を持って来たり、大型車両が止まっていたり、ここを畑にというのは不可能だと判断いたします。

やむを得ないというふうに考えます。 以上です。

会長

整理番号 5 番について皆さん方からご意見・ご質問等いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 5 番は非農地としてやむを得ないということでご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 5 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 6 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号6番です。この案件は先月の総会で非農地証明願いを保留にした案件です。再度申請があがってきました。

申請人：[redacted]さん。土地の所在：[redacted]、他2筆。地目：畑。3筆の合計面積：[redacted]m²。第2種農地・都市計画区域内。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『重機を使い岩石を取り除きながら畑として準備を進めていたが、がん治療の必要と家族の事情等により屋久島を離れることとなりました。畑の購入者を探していたが未だに見つからず、現在に至る。放置状態が続き原野の状態である。』ということです。

現状といたしましては先月の説明したとおり、ススキ等が生え原野の状態です。表土の下を確認いたしました但し岩石等は見当たらず、ススキを刈払えば畑として使用できる状態であると思われます。以上です。

会長

これは先月皆さんにご審議いただいて、非農地としては認めないという判断をし、代理人に通知をいたしました。所有者から判断結果に納得がいかないと、追加の意見書が出されてきました。

しかしこれは農地に対しての思いや今までの経過を説明しているにすぎない。非農地証明願いというのはあくまでも客観的にその農地がどういう状態であるかを判断するものであって、ここにいろいろ綴られても農地の状態が変わるわけではないというふうに、事務局は判断しております。

申請としてあがってくれば、受けざるを得ないというのが事務局の立場ですので、あえてここに出しております。

現地調査はひと月前ですが、ひと月で現地の状態が大きく変わるものではありませんので、担当委員に今一度現地の状況を報告していただければと思います。

○番（農業委員）

状況に変化はないんですが、意見書の方に「[redacted]から購入したいとの話がある。と。苗床用地として利用したいが、非農地でなければだめだ。」とかいてありますが、事実なんでしょうか。

会長

確認はしておりません。

苗床なのに、なんで非農地でなければならないのか、わかりません。

○番（農業委員）

農地として苗床をするのであれば非農地にする必要もないわけですよ。

会長

杉を植えるのであれば、5条で申請をすれば所有権はなおります。

農地法の取り扱い上、農地でないところに苗床をつくれれば法律上は農地として扱うことになります。

非農地にしたとしても、苗床にしたら農地として扱うことになります。

そのようなことなんですが、皆さん方からご意見ございますか。

○番（農業委員）

現地をみれば認められないものは、認められないと。

ただ、事務局がこの[redacted]と連絡をとって、そのような話があるのか、そして話があるんだとすれば農地として苗床はできるという事を説明すれば、何ら問題は無いんじゃないかと思えます。

けども、ここを非農地と認めるわけにはいかない。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

それではこの案件、非農地としては認められないという結論でご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

会長

それでは、加工センターとは何らかの形で接触をしたいと思います。

事務局長

【行事予定説明】

以上をもちまして、第5回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会長

閉会（11時30分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

15番

16番

平成28年8月23日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久